

**立地適正化計画の中では、都市機能誘導区域と居住誘導区域などを定められました。**

**市街地を魅力あるものに！**

**① 中心市街地のさらなる活性化によるにぎわいの創出  
II 都市機能誘導区域**

府中駅を中心としたにぎわいの創出、交流人口の増加や魅力ある市の中心部をつくることを目的に、道路整備をはじめ、小中一体型校舎の府中学園、府中市民病院などの整備、恋しきの保存・再生、分譲マンションの建設、チャレンジショップなど、観光・商業・医療などの連携や民間との協働によるソフト事業を行いました。

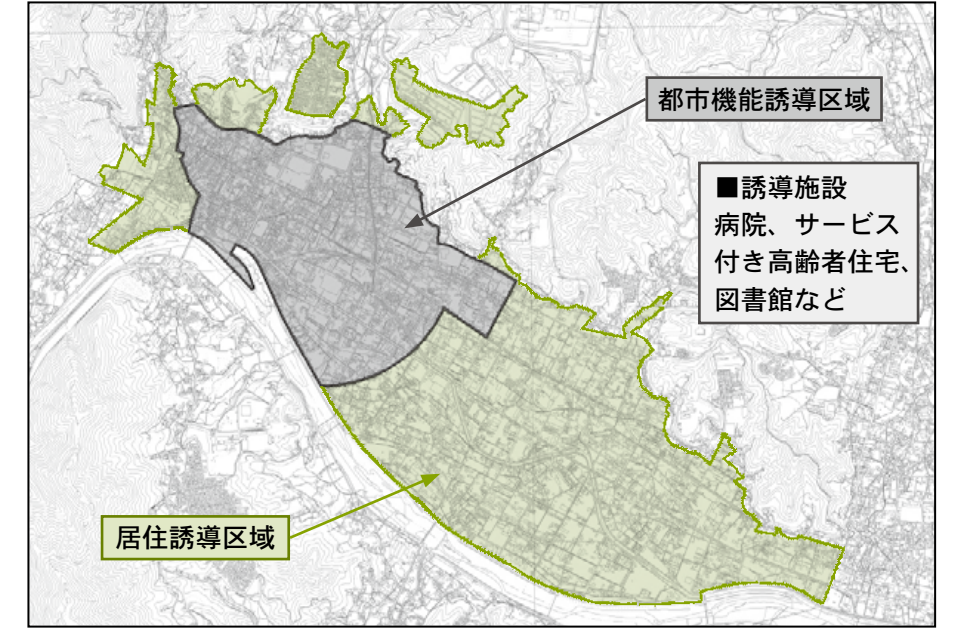


また、JR府中駅近くに、路線バスやデマンドタクシーなどの乗り換え拠点となる道の駅びんご府中を建設し、市中心部ににぎわいをつくり出し、郊外部から中心部へのアクセス性を高めるための道路整備や公共交通の整備、車を利用しなくても生活ができるまちづくりを推進してきました。

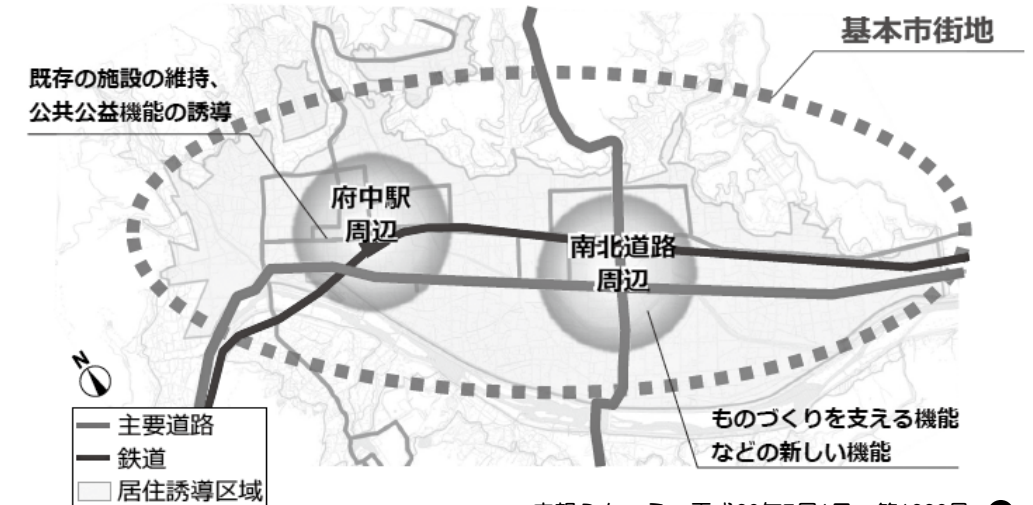
今後もさらに市の中心部に必要な機能を集積・維持し、民間の活力を活用しながら、魅力があり、かつ誰もが利用しやすい環境を整えていきます。

また、この区域に誘導する誘導施設も定められました。

**都市機能誘導区域と居住誘導区域の分布図**



**都市機能を誘導していく2つの核**



**② 南北道路や国道沿道のまちづくり**

府中市はものづくりのまちとして発展してきましたが、近年は、企業の事業所数や生産品出荷額は、年々減少傾向にあります。

生活を営む上で働く場所には欠かせないものであり、働く場所が多くあることは、まちの魅力の1つになります。そのためにも、新たな産業の誘致や、既存産業維持の軸として整備している南北道路沿道へ、ものづくり企業や新たな産業などを誘致し、府中のものづくりの魅力を発信するとともに、新たな働く場所の提供を目指します。

**③ 住む場所と働く場所が近く、交通利便性の高い生活環境 II 居住誘導区域**

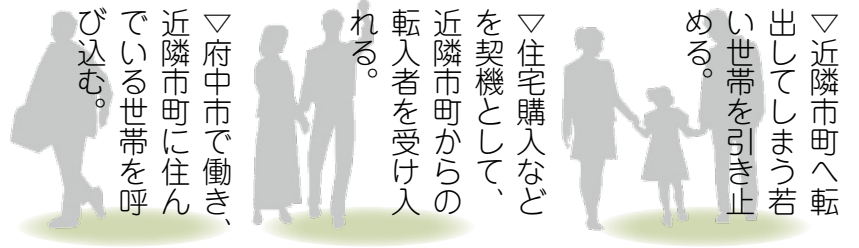
日常生活では欠かせない商業・医療・金融などの生活サービス施設が身近にあることは、住みやすいまちと言えます、これらをいかに維持していくかが重要になります。

また、身近に働ける場所があり、車を使わなくても不便ではないことも住みやすいまちとしての大きな要因です。もちろん、若い世代には良好な子育て環境も必要です。

しかしながら、全ての地域で質の高い生活環境を提供することはできません。そこで、交通利便性が高く生活サービス施設にも近い地区において、若い世代が住みたいと思える環境を整備していきます。

- 3つの整備点**
- ① 道路の継続的な整備と歩行空間の整備
  - ② 農地などを生かした緑豊かな住環境整備
  - ③ 公共交通ネットワークの充実など

また、居住誘導区域内へ積極的な居住を誘導するターゲットを定めます。



**区域外のまちづくりの方針**

居住意向が高く、地縁を大事にしながらか住み続けられている集落市街地は、高齢化が進み、農業の後継者の不在や車を運転できなくなることによる生活の不便などが課題となっています。そこで、買い物・医療福祉などが集積し交流の場でもある拠点を維持するとともに、各地域からの拠点へのアクセスを確保していきます。

居住意向が高く、地縁を大事にしながらか住み続けられている集落市街地は、高齢化が進み、農業の後継者の不在や車を運転できなくなることによる生活の不便などが課題となっています。そこで、買い物・医療福祉などが集積し交流の場でもある拠点を維持するとともに、各地域からの拠点へのアクセスを確保していきます。



**立地適正化計画内で定めた人口目標値**

居住誘導区域内の人口は、このまま何も対策をしなければ、平成47年には、約5,100人減少する見込みです。人口減少を抑制し、平成47年に、約2,400人の減少に抑えます。

**現状 (平成22年)**  
区域内人口 約18,860人  
人口密度 約33人/ha

**目標値 (平成47年)**  
区域内人口 約16,450人  
人口密度 約30人/ha

**将来推計 (平成47年)**  
区域内人口 約13,750人  
人口密度 約25人/ha  
※国立社会保障・人口問題研究所参照

- 今後の取り組み**
- 人口流出の抑制に向け、他分野と連携した施策の推進を図ります。
  - ▷ 移住・定住の促進
  - ▷ 地域包括ケアシステムの構築や、医療提供体制の充実による住民サービスの向上
  - ▷ 出産・子育ての環境づくり
  - ▷ 行政・住民・企業の協働によるまちづくりの推進

**次の行為には届け出が必要になります。居住誘導区域外での行為**

居住誘導区域外での住宅開発などの動きを把握するため、居住誘導区域外で3戸以上の住宅の建築目的の開発行為や、3戸以上の住宅を新築する場合に届け出が必要となります。

**都市機能誘導区域外での行為**

都市機能誘導区域外での誘導施設の整備の動きを把握するため、都市機能誘導区域外へ誘導施設の建築目的の開発や新築する場合に届け出が必要となります。